

藤沢市国民健康保険条例（昭和29年藤沢市条例第19号）第14条の6の7第1項並びに第14条の7第1項及び第3項並びに第14条の7の2第1項及び第3項の規定に基づき、令和8年度の国民健康保険料を減額する額を次のとおり定めたので、第14の6の7第2項、第14条の7第2項及び第14条の7の2第2項の規定により告示する。

2026年（令和8年）5月18日

藤 沢 市 長
鈴 木 恒 夫

- 1 7割減額する世帯（国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号イに該当する世帯）
- (1) 基礎賦課額の均等割額
- | | | | |
|---|------------------|-------------|---------|
| ア | イに掲げる被保険者以外の被保険者 | 被保険者1人につき年額 | 21,168円 |
| イ | 未就学児 | 被保険者1人につき年額 | 25,704円 |
- (2) 基礎賦課額の平等割額
- | | | | |
|---|-----------------|----------|---------|
| ア | イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 | 1世帯につき年額 | 11,172円 |
| イ | 特定世帯 | 1世帯につき年額 | 5,586円 |
| ウ | 特定継続世帯 | 1世帯につき年額 | 8,379円 |
- (3) 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額
- | | | | |
|---|------------------|-------------|---------|
| ア | イに掲げる被保険者以外の被保険者 | 被保険者1人につき年額 | 8,904円 |
| イ | 未就学児 | 被保険者1人につき年額 | 10,812円 |
- (4) 後期高齢者支援金等賦課額の平等割額
- | | | | |
|---|-----------------|----------|--------|
| ア | イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 | 1世帯につき年額 | 4,704円 |
| イ | 特定世帯 | 1世帯につき年額 | 2,352円 |
| ウ | 特定継続世帯 | 1世帯につき年額 | 3,528円 |
- (5) 介護納付金賦課額の均等割額
- | | | |
|--|-------------|--------|
| | 被保険者1人につき年額 | 8,484円 |
|--|-------------|--------|
- (6) 介護納付金賦課額の平等割額
- | | | |
|--|----------|--------|
| | 1世帯につき年額 | 3,444円 |
|--|----------|--------|
- (7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額
- | | | | |
|---|------------------|-------------|--------|
| ア | イに掲げる被保険者以外の被保険者 | 被保険者1人につき年額 | 924円 |
| イ | 未就学児及び18歳未満被保険者 | 被保険者1人につき年額 | 1,320円 |
- (8) 子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上均等割額
- | | | |
|--|-------------|-----|
| | 被保険者1人につき年額 | 51円 |
|--|-------------|-----|

(9) 子ども・子育て支援納付金賦課額の平等割額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	1世帯につき年額	504円
イ 特定世帯	1世帯につき年額	252円
ウ 特定継続世帯	1世帯につき年額	378円

2 5割減額する世帯（国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ロに該当する世帯）

(1) 基礎賦課額の均等割額

ア イに掲げる被保険者以外の被保険者	被保険者1人につき年額	15,120円
イ 未就学児	被保険者1人につき年額	22,680円

(2) 基礎賦課額の平等割額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	1世帯につき年額	7,980円
イ 特定世帯	1世帯につき年額	3,990円
ウ 特定継続世帯	1世帯につき年額	5,985円

(3) 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額

ア イに掲げる被保険者以外の被保険者	被保険者1人につき年額	6,360円
イ 未就学児	被保険者1人につき年額	9,540円

(4) 後期高齢者支援金等賦課額の平等割額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	1世帯につき年額	3,360円
イ 特定世帯	1世帯につき年額	1,680円
ウ 特定継続世帯	1世帯につき年額	2,520円

(5) 介護納付金賦課額の均等割額

被保険者1人につき年額	6,060円
-------------	--------

(6) 介護納付金賦課額の平等割額

1世帯につき年額	2,460円
----------	--------

(7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額

ア イに掲げる被保険者以外の被保険者	被保険者1人につき年額	660円
イ 未就学児及び18歳未満被保険者	被保険者1人につき年額	1,320円

(8) 子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上均等割額

被保険者1人につき年額	36円
-------------	-----

(9) 子ども・子育て支援納付金賦課額の平等割額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	1世帯につき年額	360円
イ 特定世帯	1世帯につき年額	180円
ウ 特定継続世帯	1世帯につき年額	270円

3 2割減額する世帯（国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ハに該当する世帯）

(1) 基礎賦課額の均等割額

ア イに掲げる被保険者以外の被保険者	被保険者1人につき年額	6,048円
--------------------	-------------	--------

イ 未就学児	被保険者 1 人につき年額	18,144 円
(2) 基礎賦課額の平等割額		
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	1 世帯につき年額	3,192 円
イ 特定世帯	1 世帯につき年額	1,596 円
ウ 特定継続世帯	1 世帯につき年額	2,394 円
(3) 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額		
ア イに掲げる被保険者以外の被保険者	被保険者 1 人につき年額	2,544 円
イ 未就学児	被保険者 1 人につき年額	7,632 円
(4) 後期高齢者支援金等賦課額の平等割額		
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	1 世帯につき年額	1,344 円
イ 特定世帯	1 世帯につき年額	672 円
ウ 特定継続世帯	1 世帯につき年額	1,008 円
(5) 介護納付金賦課額の均等割額	被保険者 1 人につき年額	2,424 円
(6) 介護納付金賦課額の平等割額	1 世帯につき年額	984 円
(7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額		
ア イに掲げる被保険者以外の被保険者	被保険者 1 人につき年額	264 円
イ 未就学児及び 18 歳未満被保険者	被保険者 1 人につき年額	1,320 円
(8) 子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上均等割額		
	被保険者 1 人につき年額	15 円
(9) 子ども・子育て支援納付金賦課額の平等割額		
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	1 世帯につき年額	144 円
イ 特定世帯	1 世帯につき年額	72 円
ウ 特定継続世帯	1 世帯につき年額	108 円
4 1 から 3 に掲げる世帯以外の世帯の未就学児		
(1) 基礎賦課額の均等割額	被保険者 1 人につき年額	15,120 円
(2) 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額	被保険者 1 人につき年額	6,360 円
(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額	被保険者 1 人につき年額	1,320 円
5 1 から 3 に掲げる世帯以外の世帯の 18 歳未満被保険者		
(1) 子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額	被保険者 1 人につき年額	1,320 円